

【事業費等積算方法】

本事業に係る費用（市で負担が必要な費用。消費税及び地方消費税相当額を含む。）を算出する。項目にない費用がある場合は、項目及び内訳を明らかにすること。算出条件はあくまで事業者選定における費用条件の統一を目的としており、契約時の条件は受託候補者選定後の詳細協議にて決定する。なお、算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると市が認めた場合は協議を中止する場合がある。

(ア) 無線通信端末費用

項 目	算出条件
端末購入費	1,750 台分とする。

(イ) 設置工事費用

項 目	算出条件
設置諸材料費	1,750 台分の固定材料、通信線成端材料等。
設置工事費	1,750 台分とし、報告書作成費および諸経費等を含む。
設置に伴う端末設定費	1,750 台分とする。
回線登録費	1,750 台分の登録料、事務手数料等。
その他費用	上記以外の工事関連費用が発生する場合は費用と項目を提示すること。

(ウ) システム初期導入費用

項 目	算出条件
システム初期導入費	3 者（市や委託業者等）が利用すると仮定し、費用を算出すること。利用契約料やセンター加入費等を含む。
使用者アカウント登録費	市のほか委託業者等を含め合計 3 アカウント分を利用すると仮定し、費用を算出すること。
料金システム連携費	料金システムとの連携はファイル連携とし、その連携方法にかかる費用を算出すること。
端末データ登録費	1,750 台分とし、市が指定する水栓データとの紐づけをについて作業費用を算出すること。
その他費用	上記以外のシステム関連費用が発生する場合は費用と項目を提示すること。なお、名寄市料金システム側の改修費用は含まないものとする。

(エ) 期間内ランニング費用（令和 6 年度分）

項 目	算出条件
期間内の通信端末ランニング費用	無線通信端末設置後から令和 7 年 3 月末までにかかる費用（（オ）の全項目とし回数等は月数で按分して計算すること）
期間内の自動検針システムラ	自動検針システム導入後から令和 7 年 3 月末までにか

ランニング費用	かる費用（（オ）の全項目とし回数等は月数で按分して計算すること）
---------	----------------------------------

（オ） ランニング費用（８年間分合計）

項 目	算出条件
無線通信端末関連	
通信回線利用費用	無線通信端末を８年（96 か月分）使用すると仮定し、1,750 台分の費用を算出すること。
水道メーター及び無線通信端末制御利用料	無線通信端末の使用期間（８年間）中、1,750 台分のうち毎月 18 台（１％）制御操作を実施すると仮定して費用を算出すること。
定期検針値取得費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 1 回定例検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
随時検針値取得費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 70 台（４％）随時検針値を取得すると仮定して費用を算出すること。
アラーム通知費用	無線通信端末の使用期間（８年間）中、毎月 70 台（４％）アラームが発生すると仮定して費用を算出すること。
自動検針システム関連	
システム利用費用	市を含め合計３者が８年間利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント利用費用	市を含め合計３アカウントが８年間利用すると仮定し費用を算出すること。
アカウント変更・削除に伴う費用	８年間の間でアカウント変更やアカウント削除を合計８回実施すると仮定し費用を算出すること。
無線通信端末データ変更・削除に伴う費用	８年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計800 回分実施する場合の費用を算出すること。
料金システム連携料	８年間の間、自動検針を実施すると仮定し、市の料金システムと毎月 1 回データ連携する場合の費用を算出すること。
その他	
その他費用	上記以外のランニング費用が発生する場合は費用と項目を提示すること。

（カ） 隔測表示器処分費用

項 目	算出条件
隔測表示器処分費用	1,750 台分とする。

（キ） 本事業費用（（ア）＋（イ）＋（ウ））

上記の（ア）から（ウ）までを加えた額を算出すること。算出した費用は本事業の提案額とする。

（ク） 本事業以外費用（（エ）＋（オ）＋（カ））

上記の（エ）から（カ）までを加えた額を算出すること。